

社会保険倶楽部
〒141-0031 東京都品川区西五反田1-31-1
日本生命五反田ビル2階
(一財)社会保険協会内
TEL (03)5434-8761
FAX (03)5434-8762
E-mail aal95950@nyc.odn.ne.jp
編集・発行人 那須 隆

社会保険倶楽部

第378号 年2回発行 7月号

(1)

七夕の行事食「そうめん」
七夕は中国から奈良時代に伝わった「乞巧祭」(きこうさい)に由来するとされ、江戸時代になると庶民の間にも広まり、現在のように願いごとを書いた短冊や飾りなどを織る形でお祈りをする形になりました。行事食のそうめんは、やはり中国から伝わった「素麺」(あくへい)がルーツとされていますが、天の川や織姫の糸に見立てて七夕に食べるという説もあります。

世話人会の開催について

第二十八回常任世話人会・通常世話人会を书面審議で開催
令和二年度決算、令和三年度予算などを承認可決

社会保険倶楽部の第二十八回常任世話人会・通常世話人会につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、昨年引き続き、会議方式での開催を中止し、書面審議により開催いたしました。
書面審議については、「社会保険倶楽部規約」に規定がありませんので、その同意をいただき審議をお願いいたしました。なお、書面をもって表決をいただいた場合は、社会保険倶楽部規約第十八条の規定により、世話人会に出席したものとみなされることとなっております。

《常任・通常世話人会》

審議の内容としては、「令」により承認可決されました。
和二年度事業報告及び同収入支出決算並びに決算残金処分
令和二年度事業計画(案)
令和三年度事業計画(案)
令和二年度事業報告書
令和二年度決算(案)
令和三年度予算(案)
令和二年度常任世話人会
令和三年度常任世話人会
令和二年度通常世話人会
令和三年度通常世話人会
令和二年度通常世話人会
令和三年度通常世話人会
令和二年度通常世話人会
令和三年度通常世話人会



《幸田世話人代表からの挨拶》
社会保険倶楽部の会員の確保を
世話人代表 幸田 正孝

日頃から、支部長を始め会員の皆様には当倶楽部の事業運営に「理解と協力」をいただいていることに感謝申し上げます。
さて、第二十八回の「常任世話人会及び通常世話人会」につきましては、新型コロナウイルスの影響拡大に伴う対応のため、昨年に引き続き、書面による審議、議決をお願いする事になりました。
私、一年一度の各支部の方とお会いできる機会が昨年に続いて失われ大変残念な思いであります。
新型コロナウイルスについては、三度目の緊急事態宣言が発表され、更に期間の延長がされるなど全く終息の目途が立たない状況です。一方、ワクチン接種が始まったことにより、ワクチン接種を心待ちにされているのでは、推察しております。今後、安定したワクチン接種が行われることを願うところであります。

さて、全国会では、「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され成立したところであります。この法律案は、現役世代への給付が少なく、給付が高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保険の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保険制度」を構築するため、所要の改正を行うものであり、この中で、一定以上の所得のある後期高齢者に自己負担割合を導入するという大きな改正がなされています。我々高齢者としては、負担増となるものであります。
また、現役世代の負担の軽減といったことに対しては一定の理解があるところであります。
社会保険制度の構築のためには必要なものとして、書面審議をお願いいたしました当倶楽部の

金処分案の承認、令和二年度事業計画及び同予算案、また、役員交代について審議決定を行った。
二 諸会議の開催
世話人会及び幹事会
常任・通常世話人会
令和二年度五月(書面開催)
幹事会
令和二年度四月(書面開催)
令和二年度三月二十四日
以上の会議を開催し、当面する諸問題について協議、決定を行った。
三 交歓会の開催
諸般の事情により開催を見合わせた。
四 出版事業
七月及び一月に発行し、全会員と社会保険関係者に配付した。
内容については、会員から寄稿、本・支部の行事、会合、会員消息を主として掲載した。
五 慶弔事業
(一) 古稀祝賀
満七十歳を迎えた百五十八名の古稀の寿を祝い、世話人代表の祝詞及び記念品を贈呈した。
伝達は、支部ごとに行い、支部長から祝意を伝えた。
なお、長寿祝賀については令和元年度から廃止された。
(二) 弔慰
会員百二十八名の逝去の内、辞退者三十名を除く九十八名に対し、生花又は供花料を贈り弔意を表した。
(三) 災害見舞金
災害見舞金の支給はなかつた。
六 広告事業
当倶楽部が発行する会報の新年号に広告欄を設け、関係者の協力を得て、広告を掲載した。
なお、神奈川支部のご努力により、掲載会社が一社増加となった。
七 会員の確保
(一) 新規会員の確保
社会保険事業の運営組織に働く現職や新たな退職者に対し、「入会のご案内」を活用するなど入会の勧誘を行った。
(二) 会員の加入状況
令和二年度の会員数は、四千五百八十七名で前年度より四百二十六名減少した。このうち名譽会員は、四百四十三名で前年度より十七名の増であった。
八 その他
事務取扱マニュアルの発行
倶楽部支部事務担当者の実務の利便に供し、事務の円滑な処理を図るために、例年作成している「事務取扱マニュアル」を今年度も各支部に配付した。
(一) 令和二年度収入支出決算(案)(別表一)
収入の部の①会費収入では、会員数が見込みより若干上回ったこと、また、各支部のご努力により、収入増となった。
また、③事業収入については広告掲載会社が一社増加となったことにより収入増となった。
(二) 支出の部では、すべて科目で予算の範囲内の執行であった。
(三) その結果、収支残は二百六十九万二千円余となった。
なお、経常収支(収入済額一前年度剰余金繰越額一支出済額)は、九十一万七千円余の黒字となっている。
(四) 決算残金処分(案)
令和二年度決算残金二百六十九万二千五百九十八円を次年度に繰り越すものとする。
なお、収入支出決算監査については、監事の門井正尚氏、守屋幸治氏による監査が実施され適正である旨の報告書が提出されている。
(五) 第二号議案
令和三年度事業計画(案)
社会保険倶楽部の事業運営については、会員の減少が引き続き続いており倶楽部の財政は、厳しい財政状況となっている。
当面は、従来通りの事業を実施できるところであるが、今後も経費の執行に当たっては、引き続き節約に努めるものとする。
また、安定的な事業運営のため、重要な課題として、引き続き会員の確保を目指し、社会保険事業の運営組織に働く現職や新たな退職者を中心に加入勧奨を進める。
(六) 第二十八回通常世話人会の開催
新型コロナウイルスの影響もあり、前年度に引き続き書面審議により開催、表決として実施。
(七) 令和二年度事業報告及び同収入支出決算並びに決議案
(2頁に続く)

社会保険倶楽部 役員

(別表三) 敬称略・氏名の太字は新任
(任期2年: 令和3年5月20日~令和5年5月19日)
世話人代表 幸田 正孝
世話人副代表 柿木 潔 久堀 史朗
寺嶋 順仁 百軒 孝俊
眞柴 博司 木谷 豊
事務局 長 那須 隆
監事 門井 正尚 山崎 主計

Table of members categorized by region (北海道, 宮城, etc.) and role (世話人, 支店長, etc.).

Table of branch members (支店選出) categorized by region (北海道, 青森, etc.).

Table of members categorized by region (有識者選出, 顧問, 参事).

第二十八回常任世話人会・通世話人会を審議して開催
算残金処分案について
(一頁の続き)
(二) 令和3年度事業計画及び同収入支出予算案について
(三) 任期満了に伴う世話人等の改選について
(四) その他
二 諸会議の開催

常任世話人会及び幹事会を必要に応じて開催する。
三 交歓会の開催
諸般の事情により開催を見合わせる。
四 出版事業
(一) 会報の発行
会員相互の親睦と情報交換のため会報を年一回(七月、一月)に発行し、全会員に配付するほか、社会保険関係者

に配付する。
また、必要に応じて臨時号を発行する。
(二) 会員名簿の発行
諸般の事情により発行を中止する。
なお、会員の状況把握するため、支部からの連絡により、本部で管理する名簿のメンテナンスを行う。

大規模災害で被災した会員へ見舞金を支給する。
四 その他
会員の慶事に祝電を贈る。
六 広告事業
当倶楽部の発行する会報の一月号に広告欄を設け広告を掲載する。
七 会員の確保
事業運営安定化のため、重

要課題として社会保険事業の
要課題として社会保険事業の
要課題として社会保険事業の

Table 1: 令和2年度収入・支出決算 (案) (収入の部)

Table 2: 令和2年度収入・支出決算 (案) (支出の部)

Table 3: 令和3年度収入・支出予算 (案) (収入の部)

Table 4: 令和3年度収入・支出予算 (案) (支出の部)

五 慶弔及び災害見舞(支援)事業
(一) 古稀祝賀
満七十歳を迎えた会員の古稀を祝福し、所属支部長を通じ祝詞と記念品を贈呈する。
(二) 弔慰
会員逝去の際は生花又は供花料を贈る。
(三) 災害見舞
収入部門の会費収入については、本部会費は千五百円とし、近年の会員の減少傾向をもとに会員数を見込み、過去の納付率を参考に収入額を見込んでいる。
支出部門については、これまでの「決算」をベース(参考)にして計上し、令和3年度収入支出予算を編成している。



① 山崎の合戦・古戦場 (大山崎町円明寺)

倶楽部本部事務局から、続編があればとの依頼がありましたが、その後の探訪記を供します。
(今はまだ物おじし赤ん
(今はまだ物おじし赤ん
(今はまだ物おじし赤ん

麒麟と私(その2)
第三号議案
任期満了に伴う世話人等の改選について(案)
(別表三)
一 支部選出者(規約第八条第一号)
二 有識者選出(規約第八条第二号)
三 常任世話人選出(規約第十条第一項)
四 世話人会において世話人が互選・三十名以内
五 世話人代表(規約第十条第二項)
六 監事選出(規約第十条第三項)
七 世話人会において世話人が互選・二名
八 顧問及び参与(規約第十条第三項)
九 常任世話人の決議に基づき世話人代表が委嘱
十 事務局長(規約第二十六条第三項)
十一 常任世話人のうちから世話人代表が委嘱





社会保険倶楽部

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円(約10・9万円)

世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されないよう工夫が不可欠である。

【1】2割負担の所得基準
課税所得が28万円以上(所得上位30%)かつ年収が200万円以上(※2)の方を2割負担の対象(対象者は約370万人(※3))

【2】現役並み所得者を除く
(※1) 現役並み所得者を除くため、年金収入のみで収入基準額を計算。

【3】対象者の積算にあたっては、収入基準に該当するかも含めて計算。対象者約370万人が被保険者全体(約1,815万人)に占める割合は、20%。

【2】施行日
施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度後半(令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定)で、政令で定める。

【3】配慮措置
長期頻回受診患者等の配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるよ

ち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担(見直しの方向性)

【見直しの方向性】
退職前に高額の給与が支払われていた者について、退職前と同等の応能負担を課すことが適当な場合もあると考えられることから、健康保険組合の実情に応じて柔軟な制度設計が可能となるよう見直しを行う。

【現行制度】
保険料の算定基礎を(1)当該退職者の従前標準報酬月額又は(2)当該被保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額より、「健康保険組合の規約」から、従前の標準報酬月額」とすることも可能とする。

【資格喪失事由】
任意継続被保険者となった日から起算し2年を経過したとき
死亡したとき
保険料を納付期日までに納付しなかったとき
被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき

【見直しの方向性】
被保険者期間の見直し(最大2年→最大1年)については、1年経過後の国保加入時に支払い保険料が高くなってしまうケースが一定数発生し、退職後の被保険者の選択幅を制限することにつながるため、一律の制限は行わないこととする。その上で、被保険者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、被保険者の任意脱退を認める。 ※制度への加入要件(資格喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったこと)の見直し(2ヶ月→1年以上)については、有期雇用の労働者などの短期間での転職が多い被保険者が制度を利用できなくなる誘因が働きやすいため、1ヶ月超の育休取得者に限り、賞与保険料の免除対象とす。

【施行時期】
令和4年1月
※このほか、男性の育休取得促進のため、出産直後の時期について、現行育休よりも柔軟に取得可能な「新たな枠組み」を導入見込みであり、現行の育休と同様に社会保険料免除の対象とする予定

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 育休中の社会保険料免除については、月末時点で育休を取得している場合に、当月の保険料が免除される仕組み。したがって、短期間の育休について、月末をまたぐか否かで保険料が免除されるか否かが決まるという不公平が発生。

【論点】
② 賞与月の月末時点で育休を取得している場合、賞与の支払を受けている場合であっても、賞与保険料が免除されるため、賞与月に育休の取得が多いとの指摘がある。

【見直しの方向性】
① 育休開始日の属する月については、その月の末日が育休期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育休を取得した場合にも保険料を免除する。
② 短期間の育休取得であるほど、賞与保険料の免除を目的として育休月を選択する誘因が働きやすいため、1ヶ月超の育休取得者に限り、賞与保険料の免除対象とす。

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

【論点】
① 労働安全衛生法等による健診の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

【施行時期】
令和4年4月
(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

【施行時期】
公布の日から起

【施行時期】
令和4年1月
その他
④ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

【施行時期】
令和4年10月
(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入(国民健康保険法、地方税法)

古稀礼状
霞ヶ関支部 角田 隆

新緑の候、皆様方にはご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、この度は古希に際し、鄭重なご祝辞とお慶びを申し上げます。誠にありがとうございます。折四〇年程前の倶楽部会報を見つければ、父が霞ヶ関支部と東京支部それぞれ四名方々と同じ様の榮譽に与っていたことを知り、誠に感慨を覚えました。倶楽部の業績と歴史を感じ、折り返しにわたってその社会保

険に従事でき、さらに譽を賜う大変光栄に感じる次第であります。今後とも、社会保険制度と倶楽部、そして、皆様方が益々ご発展されますようお祈り申し上げます。

霞ヶ関支部 藤田 信明

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さてこの度は、古希の祝いとして祝詞と上品な記念品を賜り、誠にありがとうございます。

中ではあります。貴倶楽部のますますのご発展と会員の皆様のご健康をお祈り申し上げます。

折四〇年程前の倶楽部会報を見つければ、父が霞ヶ関支部と東京支部それぞれ四名方々と同じ様の榮譽に与っていたことを知り、誠に感慨を覚えました。倶楽部の業績と歴史を感じ、折り返しにわたってその社会保

険に従事でき、さらに譽を賜う大変光栄に感じる次第であります。今後とも、社会保険制度と倶楽部、そして、皆様方が益々ご発展されますようお祈り申し上げます。

霞ヶ関支部 藤田 信明

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さてこの度は、古希の祝いとして祝詞と上品な記念品を賜り、誠にありがとうございます。

中ではあります。貴倶楽部のますますのご発展と会員の皆様のご健康をお祈り申し上げます。

折四〇年程前の倶楽部会報を見つければ、父が霞ヶ関支部と東京支部それぞれ四名方々と同じ様の榮譽に与っていたことを知り、誠に感慨を覚えました。倶楽部の業績と歴史を感じ、折り返しにわたってその社会保

険に従事でき、さらに譽を賜う大変光栄に感じる次第であります。今後とも、社会保険制度と倶楽部、そして、皆様方が益々ご発展されますようお祈り申し上げます。

霞ヶ関支部 藤田 信明

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さてこの度は、古希の祝いとして祝詞と上品な記念品を賜り、誠にありがとうございます。

中ではあります。貴倶楽部のますますのご発展と会員の皆様のご健康をお祈り申し上げます。

Table with columns for birth date (誕生日), name (氏名), and branch (支部). Lists members such as 渡辺 英二, 宮城 高橋, 新沼 高木, etc.